

めざせ！受動喫煙ゼロ

本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことを**受動喫煙**といいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれています。また、副流煙には、たばこを吸う人が口から直接吸い込む煙（主流煙）よりも高い濃度の有害物質が含まれており、たばこを吸わない人の健康にも悪影響を及ぼします。



このことから、たばこを吸わない人を受動喫煙から守るために、法律がかわりました。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立されました。

多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。 ～厚生労働省ホームページより抜粋～

① 目的は「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ため。

受動喫煙を望まない人が、屋内で受動喫煙にさらされるような状況をなくします。

② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮。

20歳未満の人や病気の人が主に利用する施設や屋外について、受動喫煙対策をいっそう徹底します。

③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施。

施設において、利用者の違いや受動喫煙による健康影響の程度に応じ、場所ごとに異なる喫煙ルールを定め、喫煙室には標識の提示を義務付けます。

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。



喫煙設備のあるお店は標識で見分けがつくようになります。

原則禁煙ですが、所定の条件を満たせば喫煙室を設けることは可能です。その場合は、定められた標識を掲げることが義務付けられています。

また20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合でも喫煙エリアへの立ち入りはできません。



©宮城県・旭プロダクション

詳しくは、厚生労働省ホームページ『なくそう! 望まない受動喫煙』をご覧ください。

大崎地域で働く皆様の健康づくりを応援する情報満載のサイト「おおさき健康ナビ」もご利用ください!!

おおさき健康ナビ

検索

